

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

1.	商学部	教育 1-1
2.	商学研究科	教育 2-1
3.	経済学部	教育 3-1
4.	経済学研究科	教育 4-1
5.	法学部	教育 5-1
6.	法学研究科	教育 6-1
7.	法務専攻	教育 7-1
8.	社会学部	教育 8-1
9.	社会学研究科	教育 9-1
10.	言語社会研究科	教育 10-1
11.	国際企業戦略研究科	教育 11-1
12.	経営・金融専攻	教育 12-1
13.	国際・公共政策教育部	教育 13-1

商学部

I	教育水準	教育 1-2
II	質の向上度	教育 1-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、相当数の教員が博士学位者であるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、ファカルティ・ディベロップメント（FD）会議や学生へのアンケート調査を定期的に行い、教員の間で現状認識や情報の共有を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、商学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、商学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、導入ゼミ、概論科目、標準科目が段階的に配置され、教育課程が体系的に編成されるとともに、標準科目が特定の曜日、時間帯に偏ることがないように時限配置の配慮がなされているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、経済学部等の他学部にも講義を開放しており、聴講生制度を導入しているほか、インターンシップにも参加するなどの相応な取

組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、商学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、商学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、1 年生向けの導入ゼミ I、II を導入して少人数教育を実施するとともに、学部・修士 5 年一貫教育プログラムによって 8 名が飛び級進学したほか、学生が主要科目を履修しやすいように時間帯を工夫し、科目間の履修者のばらつきを緩和するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、導入ゼミ I、導入ゼミ II はいずれも学生の評価が高く、入学早々の時期に「読み」「書き」「考える」勉学作法を少人数で教育する試みを導入したほか、神戸大学、大阪市立大学との三商大学ゼミを継続して、学生の自主的な学習活動を高めるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、商学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、商学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、学生が身に付けた資質や能力の客観的なデータによる確認が困難であるが、『自己点検評価報告書』（平成 19 年）によると、「専門科目やゼミ等に熱心に取り組んだ」、「友人から刺激を受けた」等卒業生からの肯定的な自己評価が見られるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、『自己点検評価報告書』（平成 19 年）によるとおおむね良好な評価結果が見られるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、商学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、商学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、多数の学生が第一志望先に就職しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、企業採用担当者の評価では、コミュニケーション能力、企画・アイデアの創造力、プレゼンテーション能力について、課題として指摘されているが、幅広い教養、理解・判断力、問題解決力についてはおおむね評価が高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、商学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、商学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 4 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

商学研究科

I	教育水準	教育 2-2
II	質の向上度	教育 2-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、経営学修士コースの一環として、企業の執行役員クラスの経営幹部を対象としたエグゼクティブプログラムを設けるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、平成 18 年度からプログラムオフィサーを設置して、MBA コースの管理運営、戦略立案と実行、広報、就職支援等全体に対する責任を担わせるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、商学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、商学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、博士学位取得に 2 名の教員があたる論文指導委員会の設置、経営学修士コースの古典の購読のほか、シニアエグゼクティブプログラムでは「経営者研究」「ケーススタディ」「経営者を招く」「経営の総合判断」からなる 4 つの基本的教育内容を設置するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断さ

れる。

「学生や社会からの要請への対応」については、社会人学生の比率が 193 名中 66 名と高く、企業枠を設けて毎年 10 名程度の企業人を受け入れているほか、5 年一貫教育に毎年 5 名程度を受け入れるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、商学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、商学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、研究者養成コースでは講義と演習、経営学修士コースでは講義とケーススタディー、フィールドワーク、シミュレーション等の教育方法を展開するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、ウェブサイトを活用して学生が講義内容に自由にアクセスできるようにしているほか、MBA ルームやグループワーク室など共有スペースを設置して学生間の相乗的な教育効果を高めるように工夫するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、商学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、商学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、研究者養成コースの学生の査読つき論文が、平成 18 年度 14 件、平成 19 年度 7 件となっているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、修了生の自己評価からはおおむね良好な満足度が推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、商学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、商学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、研究者養成コース修了生の大学等への就職者は 16 名（平成 18 年）、経営学修士コース修了生の就職状況も金融・保険・証券、コンサルティングを中心におおむね良好であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、シニアエグゼクティブプログラムに入学を希望する企業が待ち状態にあり、企業や社会の高い期待が示されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、商学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・

就職の状況は、商学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

経済学部

I	教育水準	教育 3-2
II	質の向上度	教育 3-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、本学部は、12 講座を外国人教員 3 名を含む 64 名で担当する教育体制を編成し、公共経済や情報数理などを含む講座編成についても社会的要請に応じて見直しを図るなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育内容・方法の改善を提言し教授会に諮る常設の教育システム委員会の他、学部教育内容を大学全体で共有するための学部教育専門委員会が全学的な視野で教育内容・方法の改善に取り組んでいる。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を中心に毎学期、学生による授業評価アンケートを実施し、教員の教育能力の向上に努めるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、経済学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、経済学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、学部教育科目を入門、基礎、発展と段階的に設定し、各レベルに共通な知識の修得を学生に求めるコア科目も設け、経済学の段階的な学習を促

進する教育課程を編成するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学生が理論的・数理的アプローチと歴史的・地域的アプローチという2つのアプローチを学習しながら自主的に履修科目を選択できる工夫やゼミ・卒論を必須とするゼミナール制度を通じて、金融や情報・通信、マスコミ、官公庁、研究者養成といった各方面の要請に応える人材の育成に努めるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、経済学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、経済学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、ゼミナール教育を重視し、ティーチング・アシスタント（TA）による教育補助を配備した大人数講義を有機的に組み合わせるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、インターネット教育システムを通じて教材や課題を学生が主体的にできるようにするとともに、全学的に自習室、情報教育棟、附属図書館、インターネットフロアなどを確保し、学生の自主的な学習を促す環境の整備に努めるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、経済学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、経済学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、教育課程と教育方法を有機的に組み合わせていることから、学生は経済データ解析能力や論理的思考力等を習得していることが推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、ゼミナール教育に対する卒業生及び現役学生の満足度はおおむね高く、卒業後の進路状況もおおむね良好な状況にあるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、経済学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、経済学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、卒業生は金融機関や商社、官庁関係を中心に就職しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、平成 17 年から平成 18 年にかけて「卒業生・企業が見た一橋大学」をテーマにアンケート調査を実施し、卒業生に対する社会的評価がおおむね高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、経済学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、経済学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 6 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

経済学研究科

I	教育水準	教育 4-2
II	質の向上度	教育 4-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、経済学の多様な分野における研究者の育成と高度な専門的職業人の養成という教育目的を達成するのに十分な専任教員数（修士課程定員 140 名、大学院博士後期課程定員 90 名に対して 90 名の専任教員を配置）を有しているほか、研究の最先端にある教員にコア科目を担当してもらうために外国人教員（平成 19 年 5 月現在 1 名）を招聘するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教員が大学院教育についてよく話し合う機会（年 2 回の懇談会など）が確保されているほか、FD 委員会を中心に、授業評価アンケートの実施とその結果を検討、各種研修事業（例えば、外国人教員による英語論文作成に関する研修会）を実施するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、経済学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、経済学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、大学院博士前期課程では、演習での個人指導とサブゼミ制度、ワークショップでの集団的指導の組み合わせによって、同後期課程では、博士論文指導委員会による博士論文プロポーザルの審査（1年次）と論文進捗状況の報告（2年次以降）、リサーチ・ワークショップなどの公開の場における論文中間報告の義務づけによって、学位授与までの教育プロセスを具体的に管理しているほか、カリキュラムは選択必須の基幹的科目や分野別の専門的科目、論文執筆・プレゼンに必要な分野共通の基礎科目（外国語科目、数理的科目）から体系的に編成され、基礎学力の涵養を重視するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学部・大学院5年一貫教育システムの導入によって大学院の教育目的と学部教育を一貫させる教育課程を制度化しているほか、専門職業人養成プログラムを、公共政策の立案を行う専門的職業人の養成、高度な数量分析能力を持つ専門的職業人の養成、地域に根ざした専門的知識を有する職業人の養成、という3つの教育目標を掲げて着実に実施するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、経済学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、経済学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、演習・サブゼミ・ワークショップを組み合わせることで、複数の教員による学習指導法が工夫されていること、修士・博士学位論文の作成と授与に関する標準的なスケジュールを設定するとともに、複数の教員による客観的指導の場（ワークショップでの報告義務）を設けるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、大学院博士前期課程での専門別のワークショ

ップによる集団指導、同後期課程での公開の場における論文中間報告の義務付け、博士後期課程への進学試験など、学生の基礎学力を高め主体的な学習を促すため授業方法を工夫するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、経済学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、経済学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、毎年 70 名前後に修士号を授与し、平成 19 年度には 25 名の博士号を授与していること、平成 18 年度に実施したアンケート調査によれば、少なくない数の研究成果が発表されていることなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生の満足度に関するアンケート調査は行われていないが、学生や修了生の受入れ先の評価は低くないと推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、経済学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、経済学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院博士前期課程の修了者に関しては、進学その他、民間企業や公務員に就職しているとともに、同後期課程の修了者に関して、大学や公的研究所、民間研究所に就職するケースが少なくないなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、具体的な調査はなされていないが、修了者および学生の進路状況を見る限り、関係者の評価は低くないレベルにあると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、経済学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、経済学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 7 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1

期中期目標期間終了時における判定として確定する。

法学部

I	教育水準	教育 5-2
II	質の向上度	教育 5-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、法律学科の 1 学科編成ながら、「法学コース」と「国際関係コース」の 2 コースを設定し、学生の学修に指針を与えているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、全学的な取組以外に学部独自としては定期的な FD 会議の開催と小委員会を設置しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、導入科目、基礎科目、発展科目に分類した上で、特に基礎科目については前期指定基礎科目を設定して後期進級要件としている。また、3 年次以降は法学コースと国際関係コースに分け、卒業論文を必修にしている。さらに、経済学部との協力の下で「経済学副専攻プログラム」を設置し、一橋大学、東京外国語大学、東京工業大学、東京医科歯科大学の 4 大学連合による「複合領域コース」も設置しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、教育課程再編の際、学生への説明会を開き学生の要望や意見を聞いたうえで新カリキュラムの編成に反映させるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、「導入ゼミナール」、「外国法原典講読」、「専門ゼミナール」が学年ごとにバランスよく配置され、4年間を通じて少人数クラスを提供している。また、導入科目用のテキストとして『日本法への招待』を作成しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、到達目標や参考文献を明示し、予習・復習を行いやすくするなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、4年間での卒業率が67%であるが、5年以内の卒業は92%である。『自己点検評価報告書』(2007年3月)では、法学部卒業生が、探求心、協調性、人間性・良識、知識・教養への意欲、再生的思考力、論理的思考力、自立的思考力、持続力、社会問題への関心、ネットワーク形成力を身に付けていると指摘するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、卒業生のアンケート調査で、探求心、協調性、知識・教養への意欲、再生的思考力、論理的思考力、自立的思考力、持続力、社会問題についての関心、人間関係やネットワークを形成する力について、卒業時に身に付いたと回答した者がいずれも75%を超えているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果(判定)を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業(修了)後の進路の状況」については、毎年、公務員、金融、商社、メーカー、マスコミなどの大手著名企業に多数の卒業生が就職していることに加え、大学院等への進学率も20%前後を維持しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、評価そのものを直接表す具体的データはないものの、好調な就職状況の推移から一定の評価を得ていると推認できるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 3 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 5 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

法学研究科

I	教育水準	教育 6-2
II	質の向上度	教育 6-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、法科大学院と国際・公共政策大学院の開設に伴い「法学・国際関係」の 1 専攻に改編し、結果として教育体制が簡素化、明確化している。その中で基礎法、公法、国際法、民事法、企業経済法、刑事法、法言語論、グローバル・ネットワーク論の 8 部門、58 名の専任教員という充実した体制を構築するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、全学的な大学院教育専門委員会の他に、法学研究科独自に「大学院問題検討ワーキング・グループ」を設置してカリキュラムや学生定員等について検討を加えるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、魅力ある大学院教育イニシアティブや大学院教育改革支援プログラムにより、コミュニケーション能力を高めるための科目を解説したほか、デ

ィベート能力を高めるための科目の開設準備を整えているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、国際的な活躍を目指す学生のために 21 世紀 COE プログラムによる調査研究補助業務とそれに基づく成果公表を行うなどにより要請に応えている。また、「アジア研究教育拠点事業」により、日中韓の 3 カ国の連携の東アジア共通法の研究・教育を推進して、東アジア地域の研究に関心が集まりつつある社会への対応も行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、少人数の学生に対して 58 名の専任教員が指導に当たるという体制を基本に、「Legal Research and Writing」や「Oral Communication Skills」、あるいはディベート関連科目を設置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、21 世紀 COE プログラムによる国際シンポジウムで Young Researchers Session を開催して 4 名の学生に英語で研究報告を行う場を与えるとともに、大学院教育改革支援プログラム「ディベート教育による新時代のリーダー育成」に基づき 8 名の学生を海外派遣することを決めるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年

度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、修了率、就職先、進学先から、終了時点で求められる学力や能力等をおおむね身につけていると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、修了後に研究者として職を得ている者が少なくなく、若手研究者もおおむね良好な研究発表状況であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院博士前期課程修了者の多くが進学していることや、それ以外の者は様々な分野の企業や官公庁に就職しており、大学院修了者として相当の進路に進んでいる。同後期課程修了者については、平成18年度に就職した者のほとんどが大学教員の職に就いているなどの相応な成果があることから、期待される

水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、法学研究科独自に関係者の評価を調査したデータが示されていないため、直接的なデータに基づく評価ができないが、企業への就職状況、大学等の教育・研究機関への就職状況等から、当該研究科が想定する関係者から一定の評価を受けていると判断されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 2 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 6 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

法務専攻

I	教育水準	教育 7-2
II	質の向上度	教育 7-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、ビジネス法務、国際的視野、人権感覚を重視した法曹を養成する目的で学生定員 100 名に対して専任教員 29 名を置くなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、授業評価に基づき FD 研究会において教員間の意見交換を行うほか、学生へのアンケートや学生との意見交換を行うことで教育内容・方法の改善を図るなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法務専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、未修者と既修者の特性を配慮しながら、段階的に理論と実践の架橋を図った教育課程を編成するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、当該専攻では想定する関係者を法曹関係者、企業、官庁、地方自治体とし、その期待に応えるため、①ビジネス法務に精通した

法曹、②国際的な視野をもった法曹、③人権感覚に富んだ法曹をその養成目標として、その目標達成のために、ビジネスロー科目、国際関係・外国語科目、人権に関する科目の充実を図っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法務専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、少人数による双方向教育を基本とし、はじめに基礎の定着を図ってから段階的に実務基礎教育を増やすなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、受講学生を適切な数に抑えた上で、双方向多方向授業を行うほか、特別研修や発展ゼミにより、学生の自主的な学習を促すなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法務専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、法科大学院発足以来多くの合格者を出すなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、現況調査表では、具体的な学生の評価が示されていないが、学生の目的を達成するために必要な科目が提供され、学業の成果の一つである司法試験の合格率がきわめて高いことから、大方の学生にとって満足であると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法務専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、高い割合の修了生が司法修習生となっているなど、関係者からの期待に照らして相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、現時点ではまだ広範囲の関係者の評価は示されていないものの、多くの司法試験合格者を出していることから、関係者からの評価はおおむね良好であると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法務専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年

度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が3件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

社会学部

I	教育水準	教育 8-2
II	質の向上度	教育 8-4

Ⅰ 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、63 名の専任教員が、大学院社会学研究科の総合社会科学専攻（6つの研究分野）と地球社会専攻のどちらかに所属しており、相互の連関が図れた組織体制を整備するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、「教育強化検討委員会」の常置やカリキュラム改革、ファカルティ・ディベロップメント（FD）等に努力するなど相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、社会学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、導入科目、基礎科目、発展科目や「社会研究の世界」「社会科学概論」等を配し、履修キーワードを提供するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、ゼミ教育の充実や寄附講義、連続市民講座等を実施するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断

される。

以上の点について、社会学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、社会学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、社会調査士資格や原典講読、社会史資料講読、演習等を利用して少人数教育の実践を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、少人数によるゼミナールを実施するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、社会学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、進級・卒業状況からおおむね良好であると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、「授業と学習に関するアンケート」の結果がおおむね良好であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、社会学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、さまざまな分野に就職しており、特に、放送、新聞等のマスメディアへの就職者が目立っているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生の満足度も高く、企業等からも高い評価を受けるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、社会学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、社会学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

社会学研究科

I	教育水準	教育 9-2
II	質の向上度	教育 9-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教員相互の有機的院生教育体制をとり、特別研究員やジュニアフェロー（任期付専任講師）などの制度化を通して成果を上げているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については充実した体制となり、魅力ある大学院教育イニシアティブや大学院教育改革支援プログラム等の資金的援助を受けるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、社会学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、社会学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、『社会学研究科履修ガイド』冊子を作成するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、「社会科学の基礎」授業の開設、さらに、研究者を含めた高度職業人養成のために「研究成果の発信」も用意するなどの相応

な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、社会学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、研究科共通科目群の先端社会学に位置付けられている「先端課題研究」というプロジェクト方式の履修形式が特筆される。また「人間－環境関係の理論と展望」「日常実践／方法としてのジェンダー」「コミュニティーその歴史と現代的課題」等のプロジェクトを行うなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、地球社会研究専攻に開設されている実践科目群として「リサーチ演習」や「企画と実践Ⅱ・Ⅲ」等があり、指導教員の指導の下、大学院生がフィールドワークを企画・立案するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、社会学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、社会学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、大学院生がさまざまな研究奨励賞や新人賞等を受賞するなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、「授業と学習に関するアンケート」から、学生の満足度は高く、大学院でのさまざまな改革に対して好評を得るなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、社会学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、社会学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院博士前期課程修了生の進路は、同後期課程への進学者は減少しているものの、さまざまな分野に高度専門職業人として活躍するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生や修了生の事例的感想が挙げられているが、組織的な調査はなされていない。しかし、教育内容や修了後の進路の状況からおおむね良好であることが推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、社会学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判

断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 5 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 5 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

言語社会研究科

I	教育水準	教育 10-2
II	質の向上度	教育 10-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、第 1 部門「人文総合」と比較的实践的な第 2 部門「日本語教育学位取得プログラム」からなり、さらにそれぞれの中にいくつかの系があつて、多様性と実践性を兼ね備えているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、研究科長の下に研究科長、評議員 1 名、大学院教育専門委員 2 名からなる「研究科運営委員会」を設置するとともに、研究科委員会が授業評価アンケートを改善に利用しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、言語社会研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、言語社会研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、高度専門職業人養成という目的のために柔軟で多様な教育課程が編成され、その中で学生が自由に授業・講義を組み合わせることができるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、既に学芸員資格取得者と英語専修免許取得者を輩出するとともに、インターンシップを正式な授業科目として認定したり、積極的に留学生と社会人を受け入れているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、言語社会研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、言語社会研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、基本と専門の両面において大学院生の多様なニーズと目的を満たすとともに、様々な授業形態と複数の教員による専門的指導が行われているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、各授業において学生に要求される、単位に相応する予習・復習その他作業の内容と形態を、シラバス作成要領にしたがい、各授業のシラバスに記載しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、言語社会研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、言語社会研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、大学院修士課程、大学院博士課程ともに学生が順調に学位取得、資格・免許取得を果たしており、博士課程学生の研究業績も質量ともに充実しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、「授業と学習についての学生アンケート」の結果が良好で、特に主任指導員の指導に対する評価が良好であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、言語社会研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、言語社会研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、高度専門職業人と大学専任教員を順調に輩出し、言語・文化・芸術等の研究教育をとおして人文型の高度専門職人を養成し社会に貢献するという当該研究科の設立目的を満たしているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、学生アンケートにおける評価がおおむね満足できる

ものであり、課程博士学位論文の評価も良好であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、言語社会研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、言語社会研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

国際企業戦略研究科

I	教育水準	教育 11-2
II	質の向上度	教育 11-5

Ⅰ 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教員の国際経験が豊富であり、年齢構成もバランスがとれている。留学生の受入れも積極的であるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、授業評価が教員全員に公表されている。「戦略会議」を月次で開催する等、教育活動をよくマネジメントしている。経営法務コース（BLC）での「経営法務総合問題」における全教員と全学生との教育効果を生み出すなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際企業戦略研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、国際企業戦略研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、国際経営戦略コース（IBC）の MBA プログラムは修学期間が柔軟であるなど、学生のニーズにあったメニューを提供している。金融戦略・経営財務コース（FBC）では、急速に進歩しているファイナンスの分野の基礎科目が充実してい

るとともに、研究者教員と実務家教員のコラボレーション体制で修士論文作成指導に当たっていることなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、IBC では、アジア諸国から約 80 名の留学生を受け入れているとともに、インターンシップも導入している。FBC と BLC とでは、社会が必要としているファイナンスや M&A などの問題を多面的に講義するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際企業戦略研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、国際企業戦略研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、IBC では、英語で講義や討論している。FBC では、各種の貴重なデータベースを揃えて、学生の実証的研究にも使っている。BLC では、日本におけるビジネス・ローの重要性を理論面と実務面の両方から指導しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、IBC には、ロンドン大学などとの交換留学や国際企業とのインターンシップ等を行っている。FBC では、入学後、2年間で、修士論文を完成できる学生は、約 3分の2の学生であり、厳しく学生に主体性をもとめている。BLC でも、弁護士教員などにより、学生が主体的に修士論文を書くように指導しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際企業戦略研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、国際企業戦略研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、IBC では日系、外資系の優良企業に就職している。FBC では修士論文のテーマが、債権・株式運用、リアルオプション、コーポレートガバナンスなどと多岐にわたり、それらを研究することにより複雑な最新の金融ビジネスをマスターできるようになっている。BLC では、懸賞論文に入選するような優秀な修士論文も提出され、修了後に参加する〔法務如水会〕という、仕事に役立つネットワークもできるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生の授業評価は、講義評価と教員評価があり、5 点満点で平均的には 4 点以上でかなり高いが、3 点台の評価項目も散見されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際企業戦略研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、国際企業戦略研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、IBC では、ほぼ 100%希望する会社に就職しており、多岐の業種にわたる。外国人学生はその能力を評価され、日本企業にも就職している。FBC では、すでに職についている学生の 2 割近くが転職しており、BLC では卒業後もそのまま勤務先にとどまるなどの違いはあるものの高い就職率であるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、IBC では、キャリア・プレースメント・オフィスが設置されており、そこにはこれまで、200 社以上の内外の優良企業からの引き合いがあった。BLC には、法曹関係者や弁理士などが継続的に入学している。それは当該コースが関係者に高く評価されているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、国際企業戦略研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、国際企業戦略研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 3 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

経営・金融専攻

I	教育水準	教育 12-2
II	質の向上度	教育 12-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、「国際経営戦略」コースの教員の 6 割以上が海外のビジネス・スクールで教鞭をとった経験があり、高い研究教育能力をもつ教員が多数をしめている。「金融戦略・経営財務」コースは、「経営財務系」プログラムを新設しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、「国際経営戦略」コースでは、教員の「戦略会議」を月次で行い、教員間の情報の共有化を高めるなどの教育戦略を実施している。「金融戦略・経営財務」コースもオフィスアワーなどを設け、学生とのコミュニケーションをはかっているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、経営・金融専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、経営・金融専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、「国際経営戦略」コースでは、現在、約 7 割強の学生が外国人学生であり、国際経営戦略を学ぶのに理想的な教育環境を構築している。カリキュ

ラムも1年間もしくは2年間修了のカリキュラムを提供したり、特定教員と研究プロジェクトを組む「インデペンデント・リサーチ」を設定したり、柔軟な科目選択などができるようになっている。「金融戦略・経営財務」コースでは、最新の金融分野である「計量ファイナンス系」と最新のM&A手法などを学ぶ「経営財務系」の専門科目を履修できるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)でアジアの将来を担うリーダーたち約80人をMBAプログラムで教育してきた。日本のみならず、他のアジア諸国への大きな貢献である。また、最近とくに学生からの要望が強いインターンシップやフィールドスタディのプログラムを実施している。「金融戦略・経営財務」コースでは、戦略論と財務論を結びつけた「企業価値向上のための企業戦略論」という、重要な新しい講義を提供している。また、学生が国際企業戦略研究科内の他コースの科目修得を可能にしている。金融を理解するためには、戦略や法務の知識が必要であり、当該コースはそうした現実に適応した教育を着実に進めるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、経営・金融専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、経営・金融専攻が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果(判定)を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、「国際経営戦略」コースでは、国際企業のスポンサーがつき、新入生全員がチームビルディング訓練のための合宿を行っている。この合宿は必修であり、1学年約60人という本コースの小規模性を活用している。また、イントラネットなどの新しいITツールを使用し、また、国際的なケースを教材とするなど、講義の活性化に工夫をしている。さらに年間30回以上、世界的に著名な経営者や学者をゲストスピーカーとして招いている。「金融戦略・経営財務」コースでは、多様な統

計ソフトを使い、実践的訓練をしているとともに、2名の実務兼任教員も、企業価値向上論などの最新のテーマの講義をするなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、「国際経営戦略」コースでは、2年次の学生は、交換留学を選択すると、UCLA、ソウル大学など世界各国の有力大学に留学できるとともに、インターンシップやフィールドスタディなども学生の主体的学習を促進している。「金融戦略・経営財務」コースは、学生に修士論文を修了要件として課し、その指導のため、8単位（2年間分）の演習に出席しなければならない。両コースとも学生が主体的に学習に取り組まなければならない制度を導入するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、経営・金融専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、経営・金融専攻が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えようような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、「国際経営戦略」コースでは就職状況も良好である。「金融戦略・経営財務」コースでは、学生はそれぞれの関心に従い、研究テーマを選び、厳しい指導を受け、ジャーナルに掲載されるレベルの修士論文を完成させるケースも見られる。両コースとも、バランスの取れた教員・学生比率の下で教育が行われ、学生が身につけた学力等はおおむね良好であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、「国際経営戦略」コースでの講義科目と教員に関する学生の5段階評価では、4点台が多いが、3点台の点も散見するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、経営・金融専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、

学業の成果は、経営・金融専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、「国際経営戦略」コースでは、専任のスタッフがいるキャリア・プレイスメント・オフィスを設置し、学生の進路の指導・支援をしている。その効果もあり、多業種にわたり、ほぼ 100%の就職率を達成している。また外国人卒業生についても、MBA を取得し、約半数が日本で就職をしているが、当該コースでの学習が役立ったと推察される。夜間開講の「金融戦略・経営財務」コースのほとんどの学生は、すでに就職しており、そのままその会社に在籍するが、2割近くの卒業生が転職をしている。学生のキャリアアップに確実につながるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、「国際経営戦略」コースの学生の就職状況から判断して、社会の当該コースに対する評価は極めて高いと推察されるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、経営・金融専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、経営・金融専攻が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 3 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

国際・公共政策教育部

I	教育水準	教育 13-2
II	質の向上度	教育 13-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、専任教員のうち実務家教員が 30%以上おり、専門職学位課程としては、その目的を実現するために必要な数を満たすなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学生の授業評価やファカルティ・ディベロップメント（FD）、高度で学際的な知的刺激を学生にあたえようとするカリキュラムを組むなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際・公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、国際・公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、様々なディスプリンにまたがる本課程のカリキュラムを、基礎科目、コア科目、応用科目、事例研究、ワークショップなどと分類し、理論研究、政策形成の実践能力養成科目も充実している。また、学生が基礎から応用まで段階的・体系的に歩めるカリキュラムを組むなどの相応な取組を行っていることから、期待される水

準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、修了者のアンケートの回答では、「非常に有意義だった」と回答している学生が少なくない。また、社会的ニーズが高い、公共政策形成・実施プロセスの学際的研究教育に対して、当該教育部は公共政策系大学院に相応しいカリキュラムを提供しているとともに、「国際政策調査」プロジェクトといった学生の国際性を高めるのに資する有益なプロジェクトも用意するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際・公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、国際・公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、事例研究やワークショップ等、各プログラムに特有の科目について、学生の便宜をはかって 6 時限に設置するなど細やかな配慮をしている。また、各教員は、その実務経験や研究経歴を生かして、学生の研究意欲を高める講義をしている。さらに、1 年コースの学生は、通常 2 年間で取得する単位数を 1 年で取得するため、学生の負担にならないよう工夫し、特別指導も行っている。各プログラムで、学生の学習環境を良好なものにするなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、ワークショップ、インターンシップ、「コンサルティング・プロジェクト」、「国際政策調査」プロジェクトなど常に学生に新しい経験をさせる機会を提供している。それぞれの受入れ機関やテーマも時代にマッチした、あるいは先取りしたものとなっており、学生が主体的に学習する意欲を高めるよう工夫している。特にテーマについては、学生の問題意識をかきたて、主体的に学習しようとする姿勢を生み出すような斬新なものを用意するなどの優れた取組を行っていることから、期待される

水準を上回ると判断される。

以上の点について、国際・公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、国際・公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、1 年コースと 2 年コースともに、ほとんどの学生が修了しており、その教育内容、方法からも学力や資質、能力を高めていることが推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生の授業評価アンケート、インターンシップやコンサルティング・プロジェクトの履修者による評価から、おおむね良好であることが推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際・公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、国際・公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 18 年度修了者 35 名のうち、27 名が就職し、そのうち 13 名が官公庁に職を得ている。アジア公共政策プログラムの修了者は全員派遣元の官公庁に復職している。その他シンクタンクなどに就職した者も 4 名おり、約半数が公共的性格をもつ組織か専門的知識を必要とする職業についているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、アンケートの結果全体的に当該課程を評価している。アジア公共政策プログラムでも評価されている。インターンシップや「コンサルティング・プロジェクト」などの提携先から推察すると、関係者からの評価はおおむね高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際・公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、国際・公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1

期中期目標期間終了時における判定として確定する。